

◎新潟県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

加茂市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 加茂都市計画下水道事業

(2) 名称 加茂市公共下水道

3 事業施行期間

昭和56年2月21日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和56年3月新潟県告示第654号、昭和62年10月新潟県告示第2674号、平成元年5月新潟県告示第1428号、平成4年10月新潟県告示第2635号、平成10年1月新潟県告示第53号、平成16年3月新潟県告示第752号、平成22年3月新潟県告示第564号、平成29年3月新潟県告示第366号の事業地から加茂市大字加茂新田字仲廻の一部を削る。

(2) 使用の部分

昭和56年3月新潟県告示第654号、昭和62年10月新潟県告示第2674号、平成元年5月新潟県告示第1428号、平成4年10月新潟県告示第2635号、平成10年1月新潟県告示第53号、平成16年3月新潟県告示第752号、平成22年3月新潟県告示第564号、平成29年3月新潟県告示第366号の事業地から加茂市大字加茂新田字小潟から幸町1丁目までの区間内を削る。